

阪神水道企業団公報

平成20年 3 月26日

号 外

毎月 15 日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
3 丁目 20 番 1 号

監 査 公 表

監 公 第 1 号

平成20年 3 月18日

阪神水道企業団監査委員 米 田 和 哲
同 ざ こ 宏 一

監 査 公 表

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成19年度定例監査を行った結果は、下記のとおりであった。
同条第 9 項の規定に従い公表する。

記

定 例 監 査 報 告 書

1 . 監査の期間

平成20年 1 月28日から平成20年 2 月13日まで

2 . 監査した課場センター所

総 務 部	庶 務 課
〃	経 営 管 理 課
〃	経 理 課
管 理 部	浄 水 管 理 課
〃	施 設 管 理 課
〃	大 道 取 水 場
〃	猪 名 川 浄 水 場
〃	尼 崎 浄 水 場
〃	送 水 セ ン タ ー
〃	水 質 試 験 所
建 設 部	計 画 課
〃	工 務 課

3 . 監査の対象

- 職員の服務状況
- 文書の処理保管状況
- 予算の経理状況
- 収支命令及び金銭の出納保管状況
- 契約の事務状況
- 物品の出納保管状況
- 財産の取得管理状況

導送配水の業務状況

工事の設計・施工監督状況

検収及び検査実施状況

4. 監査の結果及び意見

(はしがき)

今回の定例監査は、企業団機構3部7課3場1センター1所における平成19年度執行の事務事業について監査を行い、前項に掲げる監査の対象事項に重点を置いて、事業の全部門を監査した。

以下、監査結果の概要は、次のとおりである。

職員の服務状況

職員数は、平成19年12月31日現在、次表のとおり定員264人に対して現員263人で1人の欠員を生じていた。職員の協力等により、業務は円滑に運営されていたが、年間360時間を超える超過勤務が見受けられた。「定時退庁日及び最終退庁時刻の実施について」(平成16年8月20日付庶務課長通知)により、職員の健康に配慮し、業務改善推進の一環として、超過勤務の縮減及びその意識啓発を図るとの主旨に則り、全庁的に取り組まれるとともに今後とも超過勤務の原因となっている業務の分散化、所属部署内で協力体制の推進など組織的対応を検討し、超過勤務時間の縮減及び平準化を図られたい。

さらに長期的展望のもとに技術継承や職員の能力が十分に発揮できるよう、より効率的かつ適正な人員配置に努められるとともに機構改革に伴う業務量の変動に対して柔軟な対応をとられるように配慮されたい。

定員現員比較表については、次表のとおりである。

定 員 現 員 比 較 表

(平成19年12月31日現在)

区 分	定 員	現 員	比 較
損益勘定支弁職員	249 人	248 人	1 人
資本勘定支弁職員	15 人	15 人	0 人
計	264 人	263 人	1 人

(i) 健康管理について

職員の健康管理については、法に則した定期健康診断、成人病検査等を実施するとともに、阪神水道企業団職員安全衛生管理規則に基づき、職員の安全と健康を確保し、かつ、快適な作業環境の形成を促進する等、労働安全衛生についても十分配慮されている。健康管理は職員自身の努力に負うところが大きい。前述のとおり、特に超過勤務が常態化している職員、内臓脂肪症候群の予防など健康の保持に努める必要があると認める職員に対しては、より一層の保健指導を行うよう努められたい。

(ii) 職員研修について

職員として職務上必要な知識、技術及び技能を習得させるため、各職種に応じた研修計画に基づき、内部研修及び外部研修を実施していた。

また、各所属においては、安全管理を中心とした設備に対する実地指導を行うとともに、専門的な各種の研究会及び講習会に参加させ、技術革新に即した、より高度な知識、技術の向上に努めていた。

今後も、効果的な研修内容の充実を図ることは勿論のこと、可能な限り多くの職員を研修等に参加させ、視野の拡大を図るとともに企業職員としての資質の向上と研修を通して得た知識を十分に発揮できるような職場づくりに努められたい。

文書の処理及び保管状況

文書の処理状況は、阪神水道企業団文書規程に基づき、処理されていたが、各所属に備え付けの帳簿、日誌及び事務手続関係書類等の記載もれ等が散見され、帳簿類の記載方法の不統一、事務手続関係書類の記載必要事項が不明確、又は不足等が非常に多く見受けられた。今後、これらについては職員全体で改善に努められたい。保管については、同規程にしたがって分類整理され、書庫の保管状況も良好であった。今後も文書管理について厳正を図られたい。

予算の経理状況

予算の執行状況は、業務の円滑な遂行と投資効果等を考慮した計画のもとに効果的に執行されているが、当年度も引き続き純損失を計上予定している。予算現額に対する最終予定執行率の低い科目が見受けられたので、予算要求及び編成に際しては、より正確かつ合理的なものとなるよう一定の基準を設ける等、予算の執行に当たっては、より厳正な管理のもと実施されたい。

なお、予算整理簿については記載もれ等が多数散見された。

今後は財務会計システムへ移行するので、公営企業会計に則った適正なアプリケーションプログラム統制を図られたい。

平成19年12月31日現在の執行状況は、次表のとおりである。

予 算 執 行 状 況 表

(平成19年12月31日現在)

款 項	当初予算額	補正予算額	予算現額	執行額	執行率	未執行額
	円	円	円	円	%	円
水道事業収益	19,739,849,000	0	19,739,849,000	14,699,102,426	74.5	5,040,746,574
営業収益	18,835,398,000	0	18,835,398,000	14,189,680,178	75.3	4,645,717,822
営業外収益	904,450,000	0	904,450,000	509,422,248	56.3	395,027,752
特別利益	1,000	0	1,000	0	0.0	1,000
水道事業費用	20,964,160,000	0	20,964,160,000	7,236,445,818	34.5	13,727,714,182
営業費用	15,311,879,000	0	15,311,879,000	4,628,772,390	30.2	10,683,106,610
営業外費用	5,647,278,000	0	5,647,278,000	2,607,673,428	46.2	3,039,604,572
特別損失	3,000	0	3,000	0	0.0	3,000
予備費	5,000,000	0	5,000,000	0	0.0	5,000,000
資本的収入	190,647,000 3,174,343,000	0	3,364,990,000	741,344,237	22.0	2,623,645,763
企業債	187,200,000 1,351,000,000	0	1,538,200,000	14,000,000	0.9	1,524,200,000
出資金	1,468,244,000	0	1,468,244,000	723,218,000	49.3	745,026,000
国庫補助金	3,447,000 353,725,000	0	357,172,000	3,447,000	1.0	353,725,000
固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0.0	1,000
工事負担金	1,000	0	1,000	0	0.0	1,000
基金収入	1,370,000	0	1,370,000	679,237	49.6	690,763
長期貸付金返還	1,000	0	1,000	0	0.0	1,000
その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0.0	1,000
資本的支出	247,961,000 10,701,002,000	0	10,948,963,000	4,909,979,744	44.8	6,038,983,256
建設改良費	247,961,000 1,890,748,000	0	2,138,709,000	238,267,349	11.1	1,900,441,651
企業債償還金	5,797,932,000	0	5,797,932,000	2,863,406,240	49.4	2,934,525,760
投資	1,370,000	0	1,370,000	679,237	49.6	690,763
水利負担金	2,998,252,000	0	2,998,252,000	1,807,626,918	60.3	1,190,625,082
国庫補助金返還	12,700,000	0	12,700,000	0	0.0	12,700,000

(注)当初予算額の上段は繰越額

収支命令及び金銭の出納保管状況

金銭の出納は、例月出納検査でも報告しているとおり、適正に執行されており、また、出納取扱金融機関等への金銭の預け入れ、保管状況も適正であった。ただし、収支命令の一部は予算事項ではないものに対して予算事項と同様の伺書の添付や払出調書で支払先が印字できない事例等が見受けられるので、早急に見直しを図られたい。

今後も出納取扱金融機関等の経営状況を十分に把握するなど、地方自治法の趣旨を踏まえ、确实かつ有利な方法による保管・運用に努められたい。

契約の事務状況

工事の請負契約、売買契約、その他請負契約等契約事務は、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法、阪神水道企業団契約規程等に基づき、契約の性質、目的、内容等その態様に応じ、条件付き一般競争入札、指名競争入札又は随意契約による方法を適用して処理されるとともに、工事、入札及び契約に係る情報についても公表されている。

なお、昨年に比べ随意契約が増加したのは、不落又は不調随意契約となった事が主な要因としてあげられる。

工事所管課の協力のもと、より審査体制の強化を図るとともに、契約方法の決定等には十分審議を尽くし、透明性の確保と公正な競争の促進により経済効果をあげられるよう努められたい。

主要契約の状況は、次表のとおりである。

主要契約状況表

(平成19年12月31日現在 250万円以上)

種 別	条件付き一般競争入札		指 名 競 争 入 札		随 意 契 約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
工 事 請 負 契 約	4	円 14,866,950	35	円 402,348,450	22	円 428,547,000	61	円 845,762,400
売 買 契 約	2	151,211,760	3	32,560,500	4	361,583,985	9	545,356,245
その他請負契約	0	0	18	177,839,550	13	109,778,550	31	287,618,100
合 計	6	166,078,710	56	612,748,500	39	899,909,535	101	1,678,736,745

物品の出納保管状況

物品の受払いは、貯蔵品出納簿及び貯蔵品受払整理簿に整理されており、在庫数量と帳簿残高も一致していた。

また、各倉庫とも整理整頓され、消耗工器具備品類の保管状況もおおむね良好であった。

毒物、劇物等の管理についても適正であったが、厳重な管理態勢により、事故防止に万全を期されたい。ただし、昨年も指摘したが、貯蔵品の取扱要領については事務事業の変更により、現状にそぐわないので速やかに改正されたい。

貯蔵品の平成19年12月31日現在の出納処理状況は、次表のとおりである。

貯蔵品出納処理一覧表

(平成19年12月31日現在)

区 分	前年度繰越額	受 入		払 出		残 額
		件数	金 額	件数	金 額	
材 料	円 58,614,160	425	円 339,672,867	242	円 336,319,955	円 61,967,072
再 用 品	47,155	0	0	0	0	47,155
不 用 品	0	0	0	0	0	0
計	58,661,315	425	339,672,867	242	336,319,955	62,014,227

財産の取得管理状況

財産の管理については、担当課場センター所において、固定資産台帳及び固定資産整理簿により整理され、所管する財産の現況も把握されていた。

また、財産の取得及び除却についてもおおむね適正に処理されており、施設及び機器設備も日々点検整備し、特に安全、保安等、法令で定められたものに対しては、定期検査、報告、事故対策を確実に実施し、管理に万全を期していた。

さらに、広い地域にわたる管路、量水器についても定期的に巡視を行い、施設の異常発見、管路用地の不法占拠等、事故防止にも努めており、財産の管理には十分配慮されていた。

今後とも、より一層適正な財産管理に努められたい。

導送配水の業務状況

給水の状況は、当年度の年間予定給水量 288,994,332m³ に対し、平成19年12月31日現在の実績は 230,029,110m³ で、前年度同期の実績 79.1% に対し、79.6% とわずかに増加している。

琵琶湖流域の平均降雨量は、4月から6月中旬にかけて少雨傾向が続き、特に4月は34mm(平年値の約31%)と極端に少なかったため、琵琶湖の水位は計画水位を下回っていた。その後7月は306mm(平年値の約157%)と記録的な降雨により水位はプラス20cmまで上昇した。しかし、その後は少雨傾向が続いたため、12月4日にはマイナス65cmまで低下したが、その後の降雨により水位は若干回復し、12月末日現在でマイナス51cmとなっている。

水質状況については、琵琶湖の南湖においてかび臭原因生物の増殖もなく、全般にわたり比較的安定した水質状況であった。水質管理においては、引き続き厳正に対処されたい。

運転管理業務委託については、すでに尼崎浄水場で実施されているが、平成19年度は淀川取水場においても運転管理業務委託を開始している。

今後も業務の円滑な遂行と安全管理にも十分に配慮されたい。

また、浄水場等における施設の警備体制については、カメラによる監視に加え、機械による警備、警備員の配置、水質監視等を行っていた。

今後も、より安全で、良質な水の安定給水に努められたい。

工事の設計・施工監督状況

工事の設計は、機械、工法等の見直しにより工事費の縮減を図っているが、より一層公共工事の削減が求められているので、他団体の状況等の調査・研究に努められ、また、工事の設計審査に当たっては、迅速かつ厳格な審査体制の強化に努められたい。

工事の施工状況は、ほぼ計画どおり進行しており、施工監督については、阪神水道企業団工事監督規程、仕様書等に基づき、立会い、指示、工程の管理、材料検査等の適切な処理と併せ、現場の安全管理にも十分な配慮がなされていた。

主要工事としては、長期改良計画に基づき、昨年に引き続き淀川ポンプ施設更新工事を施工し、既設管の更生工事等の改良及び更新を行っている。

第5期拡張工事については、平成19年12月末で計画事業の大部分が完成しており、残事業である新尼崎浄水場2期工事の実施設計を行っている。今後予定される老朽化施設の改良及び更新計画については、構成4市と密接な連携のもと、計画的な実施に努められたい。

検収及び検査実施状況

工事の検査については、阪神水道企業団工事検査規程を順守し、制定した基準等に則り検査員及び立会人を任命し、出来高検査、完成検査、材料検査等各種を行われたい。また、物品の検収についても、物品検収規程に基づき、物品検収員又は貯蔵品取扱主任により各々適正に行われていたが、工事及び物品の検収に当たっては、今後、更に厳正を極められたい。

(むすび)

以上、企業団の事務事業全般の監査を執行した結果について要約して述べたように、業務はおおむね良好であった。

財政状況については、今年度は現行財政計画の最終年度にあたり計画に比べ資金残額の増加並びに累積欠損金の減少と好転する状況ではあるが、前年度に引き続き資本費の占める割合は高く、年度末資金残額は減少するとともに、累積欠損金はさらに増加する見込みであり、企業団を取り巻く状況は非常に厳しいものがある。この状況のなかで、水源費にかかる割賦負担金の繰上償還を実施し、現在、企業債については公的資金補償金免除繰上償還により41億円余の繰上償還を要望されている。今後とも資本費の軽減に関する方策を検討されたい。

今年度は新たに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)が公布され、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないと規定されている。このことから今後の予算編成並びに執行については、厳正かつ効率的なものとなるよういっそうの経費節減を図られるとともに、現在の財務会計等を深慮したうえで内部統制を図られたい。

また、「改革推進プラン」に基づき淀川取水場における運転管理業務委託を開始するとともに、昨年引き続き現行の事務処理の見直しを実施している。今後も計画に則り種々の改革を細密に進められたい。

一方、契約事務については、本年度は郵便応募型条件付き一般競争入札を試験的に実施している。厳正な設計及び審査体制をもって透明性の確保と公平な競争の促進となるよう、今後も条件付き一般競争入札を拡充するとともに新たに導入予定の電子入札システムなどさまざまな方策を検討し、落札率の引き下げに努められたい。

今後も、前述のような厳しい財政状況であることを踏まえ、公営企業の本旨に則り、経済性も重視した合理的な事業運営を積極的に推進するとともに、水道用水供給事業本来の使命達成に向けて精進されることを期待し報告を終わる。